

京都府小学生バレーボール連盟倫理規定

京都府小学生バレーボール連盟

1 目 的

この規定は、京都府小学生バレーボール連盟全ての役員（以下「小連役員」という）及び全てのチーム関係者が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為により、他からの疑惑や不信を招き、批判を受けることのないよう、あらかじめガイドラインとして禁止条項を示し、府内の小学生バレーボールの健全な普及、発展の為に注意を喚起することを目的とする。

2 禁止事項

次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 体罰、暴力行為、セクシャルハラスメント、個人的な差別等人権尊重の精神に反する行為などを行うこと。
- (2) 小連役員及び他チーム関係者等への品位または名誉を著しく傷つけること。
- (3) 選手の勧誘、登録、移籍に関連し、選手やその関係者に対しこれらを強要したり社会通念上良識を超える行為を行ったりすること。なお、移籍の手続きについては、「内規」として別に定めることとする。

3 処分規定及び手続き

2の禁止事項の違反した場合、所定の事項発生報告書提出に際し、京都府小学バレーボール連盟倫理委員会が当事者からの事情説明・弁明を受け調査するとともに日本小学生バレーボール連盟提示の基準を踏まえ、関係機関等の意見を勘案し、理事会に諮り決定する。決定内容については、日本小学生バレーボール連盟・京都府バレーボール協会に具申し、必要な案件については、日本小学生バレーボール連盟と協議することとする。

なお、日本小学生バレーボール連盟が提示する基準は以下の通りである。

- レベル1 口頭による厳重注意、日小連に氏名報告。
 （言葉による暴力、飲酒を伴う指導など）
- レベル2 文書による厳重注意、反省文の提出、レベル2以上は発生県名を公開。
 （レベル1の繰り返し）
- レベル3 一定期間（1年以内）の指導およびベンチ入り禁止。
 （体罰・暴力行為、その他指導者として相応しくない行為）
- レベル4 指導及びベンチ入り禁止（1年以上）及び指導資格、役職等の剥奪。
 大会、交流会時に起きた場合は、その大会の開催禁止。
 都道府県役員の反省書提出。
 （著しい体罰・暴力行為、レベル3の繰り返し）
- レベル5 永久追放、チーム解散。
 （刑事・行政責任に関わるような体罰・暴力事件等）

***平成18年3月に行われた全国理事長会議において、特別委員会より5段階罰則規定が提案され、承認された。**

4 倫理委員会

委員長	1 名	府小連副会長
副委員長	1 名	府小連理事長
委 員	若干名	北部支部代表，南部支部代表，会長指名委員 競技委員長，審判委員長
事務局	1 名	総務委員長

- 5 役員の任期はすべて2ヶ年とし，留任は妨げない。ただし，初年度は年度途中からの発足となるため，24年度末までの任期とする。

6 事故発生報告書の受理

倫理委員会への事故発生報告書の受付日によって受理とする。

7 その他

- (1) 細則については必要に応じて別に定める。
- (2) この規定は，平成23年12月 1日から施行する。